

只見町農林水産業経営継続給付金給付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症による情勢の影響を受け、農業水産業収入が減少している町内農業者等の事業継続を支援するために給付する只見町農林水産業経営継続給付金（以下「経営継続給付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 経営継続給付金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は町内の農家等のうち、令和元年分農業所得等申告済者かつ令和2年分農業所得等申告者であり、令和3年も農業等経営を継続する者とする。

2 前項において、農業収入等が令和元年15万円以上あり、令和元年分と令和2年分の農業収入等比較で20%以上の減少かつ15万円以上減収した者。また、令和2年に青年等就農計画認定により新規に農業参入した者。

3 次の各号に該当するものは、給付対象者から除外する。

- (1) 前年の申告における総合譲渡及び一時収入を除く収入金額等の過半以上が、農業等収入以外である者
- (2) 只見町事業継続支援金の給付を受けている者
- (3) 町税その他町に納付しなければならない料金を滞納している者
- (4) 只見町暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号又は第3号に該当する者
- (5) 宗教上の組織又は団体である者
- (6) その他、町長が認める者

(給付金の額等)

第3条 経営継続給付金の額は、1農家当たり15万円とする。

2 前項に規定する経営継続給付金の給付は、1給付対象者につき1回の給付とする。

(給付の申請及び請求)

第4条 経営継続給付金の給付を受けようとする者（以下「給付申請者」という。）は、只見町農林水産業経営継続給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に令和元年分農業所得申告収支内訳書（写）と、令和2年分農業所得申告収支内訳書（写）を添えて、令和3年3月31日までに町長に提出しなければならない。

(給付金の給付決定等)

第5条 町長は、前条の規定に基づき申請があったときは、速やかにその内容を調査し、経営継続給付金を給付することが適切であると認めるときは、給付の決定を行うものとする。

2 前項に規定する給付の決定は、口座振込をもって通知を省略することができる。

3 第1項の規定に基づく調査の結果、経営継続給付金の給付が不適切であると認めるときは、只見町農林水産業経営継続給付金不給付決定通知書（様式第2号）により、給付申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第6条 町長は、虚偽又は不正な方法によって経営継続給付金の給付を受けたと認めるときは、経営継続給付金の給付を受けた者に対して、経営継続給付金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。